

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成19年 3月 1日

住 所 北海道旭川市永山12条3丁目2番12号

氏 名 株式会社ニッセー  
代表取締役 星 忠克

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西川 将人



許可の年月日	平成19年 3月 1日	許可番号	旭環対指令第180180号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第7条第8号の2 (木くずの破碎施設)		
	木くず		
設置場所	北海道旭川市神居町春志内548番		
処理能力	589.6 t/日 (8時間)	73.7 t/時間	
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <del>—</del> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		